

「18歳成人年齢」時代の中学校における消費者教育

世田谷区立緑丘中学校 校長（全国中学校社会科教育研究会長） 高山知機

民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられました。社会情勢の急激な変化を受け、中学校における消費者教育もより一層重要になってきています。全国中学校社会科教育研究会会長で世田谷区立緑丘中学校校長の高山知機先生に、現在の中学校における消費者教育についてお話を伺いました。

中学校における「消費者教育」は、学習指導要領第3学年の社会科「公民的分野」の「私たちと経済」に規定されています。この单元では、「消費生活と経済」「家計の収入・支出」「契約と消費生活」「消費者問題」「消費者の権利保護」などについて学びます。

令和4年10月25日の毎日新聞の記事によれば、金融教育について教員の48.1%が「必要である」と回答し、金融・消費者教育の重要性を認める教員が、半数程度にとどまっている現状があります。また「優先順位は低い」「必要でない」との回答が9.3%あり、私自身もそうでありましたが、「消費者教育は、高校に行って、アルバイトして自分の使えるお金が増えてからの方がいい」という考えが、透けて見えるような気がします。

その一方で、この記事では、中学3年生の49.2%が交通電子マネー（SuicaやPASUMO）を利用、バーコードやQRコード（PayPayやLINEPayなど）を利用している生徒は21.6%、スマートフォン決済9.5%、クレジットカードを利用している生徒も4.4%いたとの結果を報じています。この結果、中学3年生の実に6割以上が、キャッシュレス決済を利用しており、現状に合った消費者教育の必要性が浮かび上がっています。

今年度、世田谷区中学校教育研究会社会部会では、6月1日に、東京都消費生活総合センター活動推進課の連携担当専門員・待鳥三津子先生をお招きし、区内29中学校の社会科教員を対象に、中学生に対する消費者教育の必要性について、ご講義をいただきました。この中で、多くの中学生が、消費者トラブルに巻き込まれている実態、また、トラブルの傾向について、学ぶことができました。

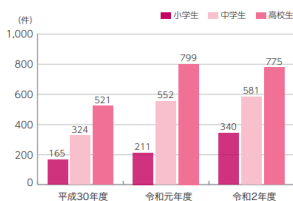
若者の消費者トラブルの現状と 若者参加型啓発事業



東京都消費生活総合センター
活動推進課

令和2年度 小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要

【図1】契約当事者が小・中・高校生の相談件数



相談が多く寄せられた商品・サービス別一覧

中学生 (581件)	
デジタルコンテンツ	247 42.5%
健康食品	115 19.8%
化粧品	65 11.2%
携帯電話サービス	11 1.9%
玩具・遊具	10 1.7%

デジタルコンテンツに関する相談の内訳及び割合

中学生 (247件)	
オンラインゲーム	163 66.0%
アダルト情報サイト	34 13.8%
他のデジタルコンテンツ※1	27 10.9%
デジタルコンテンツ@※2	11 4.5%
映画配信サービス	6 2.4%
出会い系サイト	5 2.0%
音楽情報サイト	1 0.4%

相談が多く寄せられた商品・サービス別一覧

高校生 (775件)	
健康食品	180 23.2%
デジタルコンテンツ	153 19.7%
化粧品	106 13.7%
音響・映像機器	15 1.9%
学習塾	11 1.4%
教養・娯楽サービスその他	11 1.4%

デジタルコンテンツに関する相談の内訳及び割合

高校生 (153件)	
オンラインゲーム	53 34.6%
アダルト情報サイト	32 20.9%
他のデジタルコンテンツ※1	23 15.0%
映画配信サービス	17 11.1%
デジタルコンテンツ@※2	16 10.5%
出会い系サイト	10 6.5%
音楽情報サイト	2 1.3%

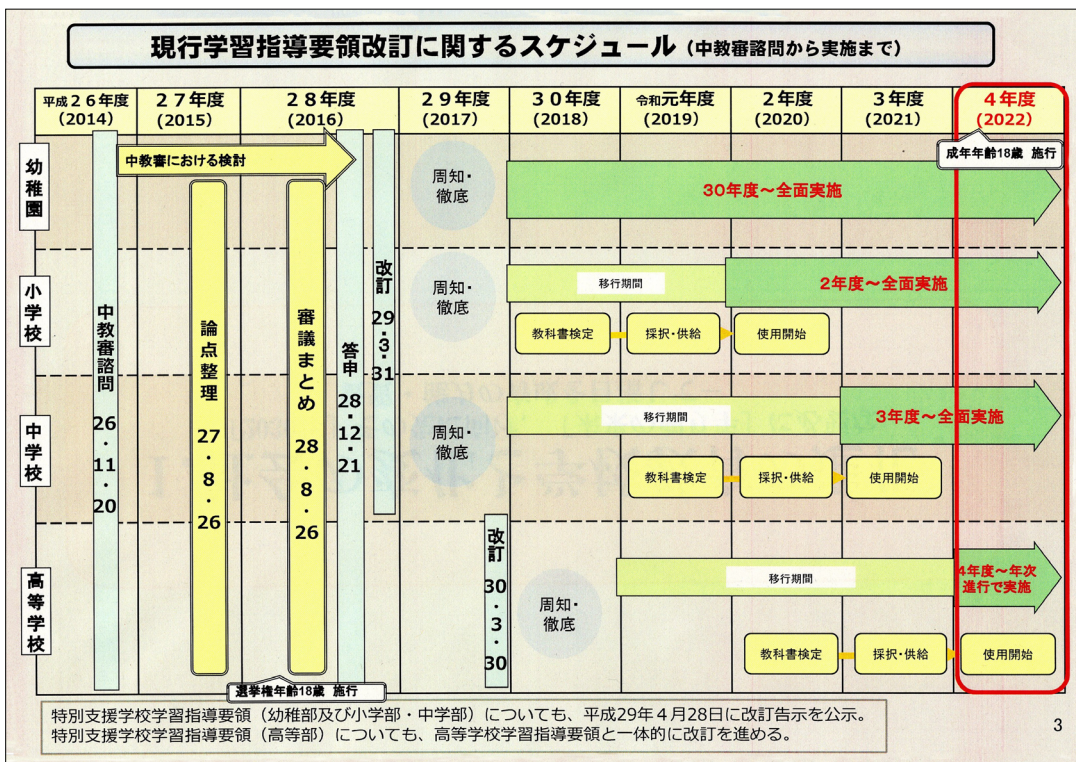
※1「他のデジタルコンテンツ」は、アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム、映画配信サービス、音楽情報サイト、キャンプ情報サイト、投資情報サイト以外のさまざまなデジタルコンテンツに関する相談
※2「デジタルコンテンツ@」は、有料サイト利用料の架空請求に関する相談

また、全国・関東ブロック・東京都中学校社会科教育研究会では、8月25日に、文部科学省消費者教育アドバイザーで玉川大学教育学部教授の樋口雅夫先生をお招きし「18歳成人年齢施行を踏まえた中学校に期待される消費者教育の在り方 ～学習指導要領との整合性をはかって～」をテーマにご講演を賜りました。この中で「学校と社会との連携・協働」を通して、社会を生きるために必要な「金融リテラシー」を確実に身に付けられることの重要性を学びました。

全国・関東ブロック・東京都 中学校社会科
教育研究会 夏季セミナー2022 資料
令和4年8月25日(木)

18歳成人年齢施行を踏まえた 中学校に期待される消費者教育の在り方 ～学習指導要領との整合性をはかって～

文部科学省 消費者教育アドバイザー
玉川大学教育学部 教授
樋口 雅夫



昨年4月1日から、民法が改正され、成人年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられました。今中学校では、消費者教育が、高等学校段階では間に合わない、中学校教育における喫緊の問題として、とらえられています。